

法務省がホームページで示した面会交流で悩んだ場合の相談先の対応状況

令和2年5月1日に公表された法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00013.html)において、「悩んだときは、専門家に相談してください」として紹介されている4つの機関に対して、電話での問い合わせを行い、どのような対応が可能なのか確認しました。また、併せて代表的な面会交流支援団体の一つであるFPICについても記載致しました。

目次

1. 法務省の示した「面会交流に悩んだ時に相談すべき専門家」への問い合わせ結果
2. 面会交流支援団体のコロナ禍への対応状況
3. 法務局の回答

1. 法務省の示した「面会交流に悩んだ時に相談すべき専門家」への問い合わせ結果

1.1. 養育費相談支援センター

5/7～8の日中(12:00～13:00)に数回電話をかけたが、窓口が混雑しているのかそもそも繋がらず。

また、メール問い合わせを行ったという当事者から回答の提供がありましたが、それは以下のような内容でした。

「現在は、面会交流を自粛しているが、今後面会交流が再開・実施されるか不安であるため、養育費相談支援センターにおいて『コロナウィルスの感染対策を実施すれば面会交流は実施されるべき』との態度を明示すべきであるのご意見でしょうか。(中略)

当センターは養育費や面会交流の取決めに関するご相談を受けておりますが、面会交流を実施するか日について判断する機関ではありません。よって、ご意見に対してのお答えはできませんのでご理解ください」

以上のように、相談には乗っていただけるようですが、面会交流の可否については判断できないということで、面会交流をすべきか悩んだり、両親の間で意見が分かれたりした場合の対応はできないということのようです。問い合わせ自体は4月末であったものの、法務省のホームページから期待されるような悩んだ場合の窓口としての働きは不十分であるように思われます。

現在は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言によって面会交流を自粛しているが、今後、面会交流が再開・実施されるか不安であるため、養育費相談支援センターにおいて、「コロナウィルスの感染対策を実施すれば面会交流は実施されるべき」との態度を明示すべきであるのご意見でしょうか。
新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、社会生活の様々な面で不便や忍耐を強いられ、社会全体に将来的な不安が強く生じてきていると認識しています。
しかしながら、当センターは養育費や面会交流の取決めに関するご相談を受けておりますが、面会交流を実施する可否について判断する機関ではありません。
よって、ご意見に対してのお答えはできませんのでご理解ください。
養育費相談支援センター

1.2. 母子家庭等就業・自立支援センター

都道府県ごとに別の組織があるため、東京のセンター(東京都ひとり親家庭福祉協議会)に問い合わせました。面会交流の支援は行ってはいるものの、両親と一から話し合い調整することになるので非常に時間がかかるとのこと。もともと裁判所の方で面会交流の合意書を作成済みの場合は、最初の調整は省略して面会交流支援のみしてもらえないか聞いたところ、そのようなことはできないとのことでした。

1.3. 弁護士会

全国に弁護士会があるため、今回は東京の弁護士会に問い合わせました。

① 東京弁護士会

東京弁護士会子供の人権 110 につけ直すことを勧められ、直接の対応は行なってもらえませんでした。この窓口は平日 13:30～16:30 のみ対応しています。

② 第一東京弁護士会

5/7～8 の日中に問い合わせましたが、縮小営業中であるとの機械音声のみで、繋がりませんでした。

③ 第二東京弁護士会

可能な対応は法律相談のみであり、面会交流の直接的な相談には乗れないとの回答でした。

1.4. 法テラス

弁護士に相談して調停から始めることを勧められました。しかしそれでは調停が止まっているのだから実質何もしてもらえないに等しい、何か手助けしていただけないかと加えて尋ねたところ、調停が止まっていることは認識していたようですが、弁護士を紹介する以上のことは難しいとの回答をうけました。また、面会交流支援団体のリストはないため、コロナ流行中に支援を行っている団体や、ビデオ交流に対応している団体の紹介はできないとのことでした。

2. 面会交流支援団体の対応状況

面会交流の実施に当たって、第三者機関を利用することを父母間で合意している場合は、その第三者期間が直接交流およびビデオ通話等の間接交流にそれぞれどのように対応しているかによっても面会交流の実施可能性は左右されます。そのため、著名な面会交流支援団体の対応状況を確認しました。

2.1. 公益社団法人 家庭問題情報センター (FPIC: エフピック)

FPIC は首都圏では東京、千葉、神奈川に存在する、家庭裁判所調査官が設立した全国団体です。現在も理事のほとんどを家庭裁判所出身者が占め(こちら)、理事長は最高裁家庭局長を務めた経験もある安倍嘉人氏です。家庭裁判所調停委員とFPIC 相談員の兼任者もいるなど、家庭裁判所と深いつながりがあるとされています。そうした事情もあってか、家庭裁判所での面会交流調停において第三者機関を利用することになった場合、真っ先に候補に上がることの多いデファクトスタンダードの組織です。

しかし親子の交流を支援するにあたって、「絶対に間接交流は支援しない」「月一回三時間を上限としてそれ以上の面会交流をすることは絶対に認めない」「他の機関を併用することも認めない」などのルールが逆に面会交流の障害になってしまうことも多いとされています。

今回のコロナウィルス中の対応について FPIC 東京に問い合わせた当事者から当会に報告があり、その内容は以下の通り。

●FPIC 東京として、緊急事態宣言中は一切の面会交流支援を停止することだが、これは本当か

- 少なくとも5/30までは停止し、6月以降にも再開するとは現時点では言えない
- 私(報告して頂いた当事者)は緊急事態宣言の前の3月後半からFPICの閉鎖により面会交流が先送りされており、6月以降にやっと会えたとしても3ヶ月もの時間が経ってしまう。こうしたことについて、FPICとしては何らかの対応をしてはくれないのか？
- 閉鎖は決定である。ビデオ通話などがしたいのであれば、そうした対応を行なっている別の団体を使用すれば良いのではないか。

●法務省の人権110番から面会交流は緊急事態宣言での自粛の対象外であるという回答や、東京都福祉保健局から感染防止に十分注意すれば面会交流に問題ないという回答を受領した当事者の話も聞いている。それでもFPIC 東京としては面会交流支援を一切停止するのか？

- 我々には法務省は関係ないし裁判所も関係ない。ただ国の要請とFPICとしての判断で停止を決めた。
- 国の要請というが、法務省の人権110番では面会交流は問題ないという話もあるので、国の要請として面会交流を自粛してはいないのではないかと？
- 国から直接の要請があったわけではないが、緊急事態宣言を受けて、FPIC 東京として判断したものである。

●法務省のHPで、コロナウィルス流行中の面会交流について困った時には専門家に相談するよう記載がある。FPICは面会交流の専門家としてどう考えているか？

- FPICは面会交流の調整は行わないので、それは他の専門家に聞いてほしい。

●法務省などがビデオ通話などを検討するように言っており、専門家の立場としてFPICは何らの支援もしないのか？

- ビデオ通話などの間接交流支援をFPICは元々行なっておらず、今回の特殊な状況においても行うつもりは全くない

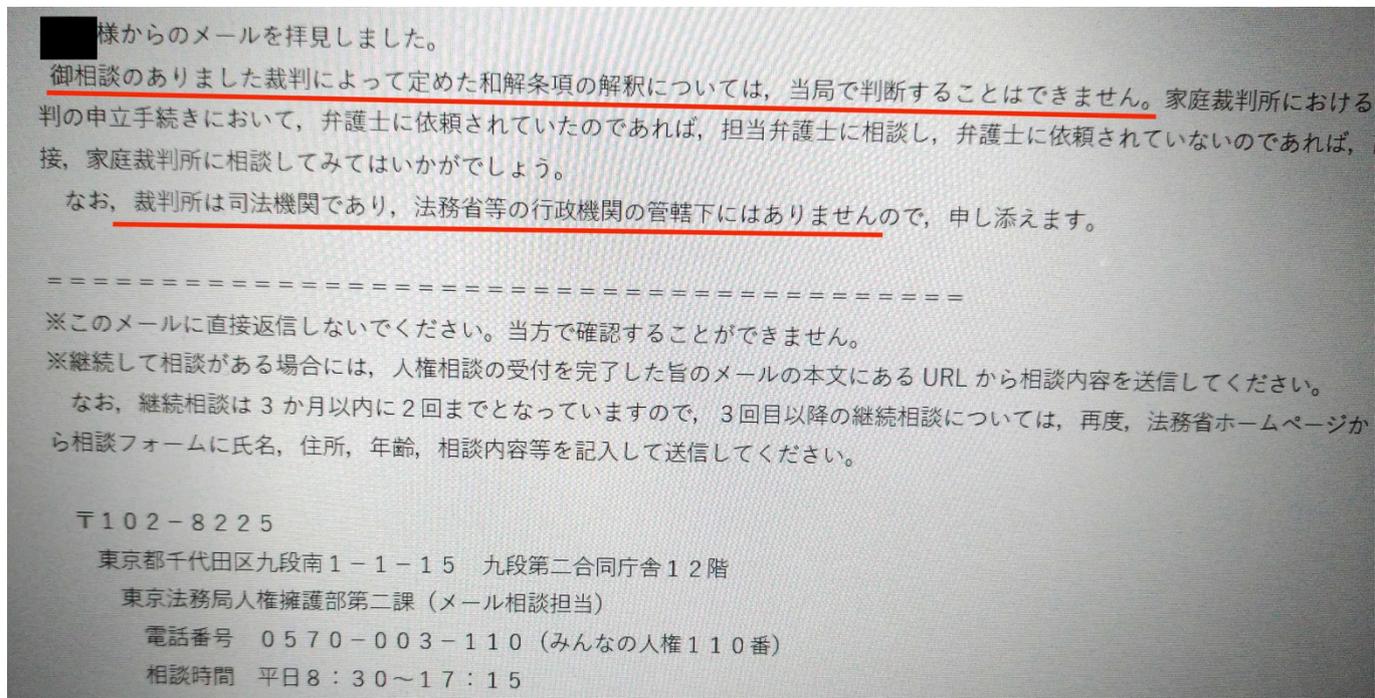
- 今回コロナ危機という未曾有の状況で、元々面会交流の合意があった人たちは、「親子を会わせる」という合意があったということだと解釈できるはず。その精神にのっとって、FPIC が支援しさえすれば暫定的な代替案としてビデオ通話はできるのではないか
- FPIC としては直接交流の合意があってもそれは間接交流の合意とは別だと考えている。したがって別途間接交流の合流を取り付けて頂きたい。また、例え夫婦で合意があったとしても FPIC は間接交流は支援しないので、当事者間で話して自由にやっていただきたい。FPIC の方針に不満があるのならばどうぞ、他の面会交流支援団体を使っていただきたい。

●ここまでの回答は回答者の個人的見解か、FPIC としての回答か

- FPIC 東京としての見解である。

3. 東京法務局人権擁護部への問い合わせ結果

東京法務局人権擁護部へ「面会交流の合意がコロナ流行機関中に有効であるか」についてメール問い合わせをしたという当事者から、メール文面の提供を受けたため、以下に掲載します。問い合わせは4月末に行われたとのことです。



上記が事実であれば、**そもそも面会交流についての回答をすべき国の機関は、法務省ではなく裁判所であったのではないか**と思われます。

また、法務局から感染予防に注意すれば面会交流に問題ないとの反対の回答を受けた当事者もいるようであるため、組織として統一された回答がされていたのか疑問が残ります。

=====

更新履歴:

2020/6/4 初版作成